

## 訪問介護事業所の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送の許可について

(国土交通本省通達「一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の許可等の取扱いについて(平成18年9月25日付け国自旅第169号)」から抜粋)

訪問介護事業所又は居宅介護事業所(以下「訪問介護事業所等」という。)の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者(特定旅客自動車運送事業者を含む。以下同じ。)との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員若しくは居宅介護従業者又は介護福祉士(以下「訪問介護員等」という。)が、その使用権原を有する自家用自動車を使用して要介護者等を輸送する有償運送に係る法第78条第3号の規定に基づく許可については、次のとおり取り扱うものとする。

1. 許可申請手続は、当該契約関係にある一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「契約事業者」という。)から別紙様式1の自家用自動車有償運送許可申請書を管轄の運輸支局長(運輸監理部長、陸運事務所長を含む。)あて提出させることにより、一括代理申請させるものとする。

2. 自家用自動車有償運送許可申請書には、別紙様式1に記載する添付書類を添付させるとともに、有償運送許可申請者ごとの次の(1)及び(2)の書類を添付させるものとする。

(1) 法第7条各号の規定に該当しないことを示す書面(宣誓書):別紙「様式4」

(2) 運転免許停止処分を受けていないこと等を示す書面(宣誓書):別紙「様式5」

### 3. 許可基準

上記1.の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合にあっては、公共の福祉を確保するためやむを得ないものと認めて許可するものとする。

(1) 契約事業者の責任において、当該有償運送の許可を受けた自家用自動車(以下「契約自家用自動車」という。)について、次に掲げる輸送の安全の確保に係る措置が適切に行われるものであること。

① 運行管理を行う体制が整備されていること。

② 運行管理の指揮命令系統が明確であること。

③ 運行管理者の選任が適切であること。

契約事業者は、事業用自動車及び契約自家用自動車の合計数が5両以上の運行を管理する営業所ごとに、当該合計数を40で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任すること。

④ 事故防止についての教育及び指導体制が整備されていること。

⑤ 事故時の処理、連絡体制及び責任体制等が整備されていること。

⑥ 車両についての整備管理体制が整備されていること。

⑦ 苦情の処理体制が整備されていること。

- (2) 介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する介護（介護予防を含む。）サービス計画（ケアプラン）又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う輸送であること。
- (3) 訪問介護員等は、下記のいずれかの基準により、十分な能力及び経験を有していると認められること。
- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する第2種運転免許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。
  - ② 道路交通法に規定する第1種運転免許を保有し、申請日前2年間において無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けておらず、さらに、施行規則第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習を修了し、又は修了する具体的な計画があること（施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む。）。
- (4) 契約自家用自動車は、乗車定員11人未満の自動車（軽自動車を含む。）であること。
- (5) 契約自家用自動車について、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又は加入する具体的な計画があること。
- (6) 契約自家用自動車には、（別記1）による表示を行うこと。
- (7) 契約自家用自動車内には、旅客から収受する運賃及び料金を掲示すること。
- (8) 訪問介護員等が法第7条（欠格事由）各号のいずれにも該当しないものであること。
- (9) 契約事業者の営業所において運送の引受けを行うものであること。
- (10) (9)の運送の引受けに当たっては、あらかじめ旅客に対して、契約事業者と要介護者等との運送契約であること、運送責任は契約事業者が負うこと、及び自家用自動車による有償運送であることを告知するものであること。

#### 4. 許可に付す条件

許可に当たっては、以下の条件を付すものとする。

- (1) 当該有償運送は、契約事業者の指示により行われるものであること。
- (2) 運賃及び料金、乗務員証並びに自動車登録番号について利用者に見やすいように車内に掲示又は備え置くこと。

(3) 契約事業者との契約が無効となった場合には、当該許可書を返納すること。

(4) (1) 又は(2)の条件に違反した事実が判明した場合には、許可を取り消すことがあること。

#### 5. 許可に付す期限等

許可に当たっては、2年間の期限を付すものとする。ただし、以下の(1)～(4)に該当することとなった場合の当該期限等については、それぞれに定めるところによるものとする。

(1) 契約事業者が法第38条第1項の規定に基づきその事業の休止又は廃止の届出を行った場合

当該事由が発生した日

(2) 契約事業者が法第40条の規定に基づきその事業の許可の取消処分を受けた場合

当該処分の日

(3) 契約事業者が訪問介護事業所等の指定を取り消された場合

当該指定が取り消された日

(4) 契約事業者が法第40条の規定に基づき事業の停止処分を受けた場合

当該処分期間中は、当該処分を受けた営業所において運行を管理する契約自家用自動車に係る許可を無効とし、当該処分期間は、許可の期限に含まれるものとする。

#### 6. 当該許可の取扱いにおける留意点

(1) 当該有償運送に係る運送契約関係は、あくまでも利用者と契約事業者との間で締結することから、運送責任は、契約事業者が負うものであること。

(2) 当該有償運送に係る対価については、利用者と契約事業者との間で運送契約が成立することから、契約事業者が認可を受けた運賃及び料金が適用されるものとする。

(3) 当該有償運送許可に係る区域は、契約事業者の営業区域を超えるものではないこと。

#### 7. 契約自家用自動車数の報告

契約自家用自動車の数については、契約事業者が旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)に基づき毎年5月31日までに地方運輸局長等に報告する輸送実績報告書の事業概況欄(事業用自動車数を記載する欄)に、事業用自動車の数に加え、当該契約自家用自動車数を括弧書きで記入させること。

(別記1)

道路運送法第78条第3号の規定に基づく有償運送の許可を受けた自家用自動車の表示事項及び方法は次のとおりとする。

1. 氏名、名称又は記号
2. 「有償運送車両」又は「78条許可車両」の文字
3. 1. 及び2. の文字は、大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、自家用自動車の側面両側に外部より見やすいように表示する。